

台風 12 号で被災された学生・ご父母の皆様へ

このたびの台風 12 号により、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様のご心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今後の学業生活に支障をきたすような重大な被害を受けた世帯の学生を対象に、相談窓口を下記のとおり設けましたのでお知らせいたします。

該当する方は、速やかに連絡をお願いします。

記

対象者 災害救助法適用地域：

鳥取県，三重県，奈良県，和歌山県，岡山県の各市町村（以下）に家族世帯がある学生

東伯郡湯梨浜町，西伯郡南部町，熊野市，南牟婁郡御浜町，南牟婁郡紀宝町，五條市，宇陀郡御杖村，吉野郡吉野町，吉野郡下市町，吉野郡黒滝村，吉野郡天川村，吉野郡野迫川村，吉野郡十津川村，吉野郡川上村，吉野郡東吉野村，田辺市，新宮市，日高郡日高川町，東牟婁郡那智勝浦町，東牟婁郡古座川町，玉野市

相談窓口：

学生支援事務室（電話 03-3296-4208）

和泉学生支援事務室（電話 03-5300-1175）

生田学生支援事務室（電話 044-934-7580）

以上